

上山市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

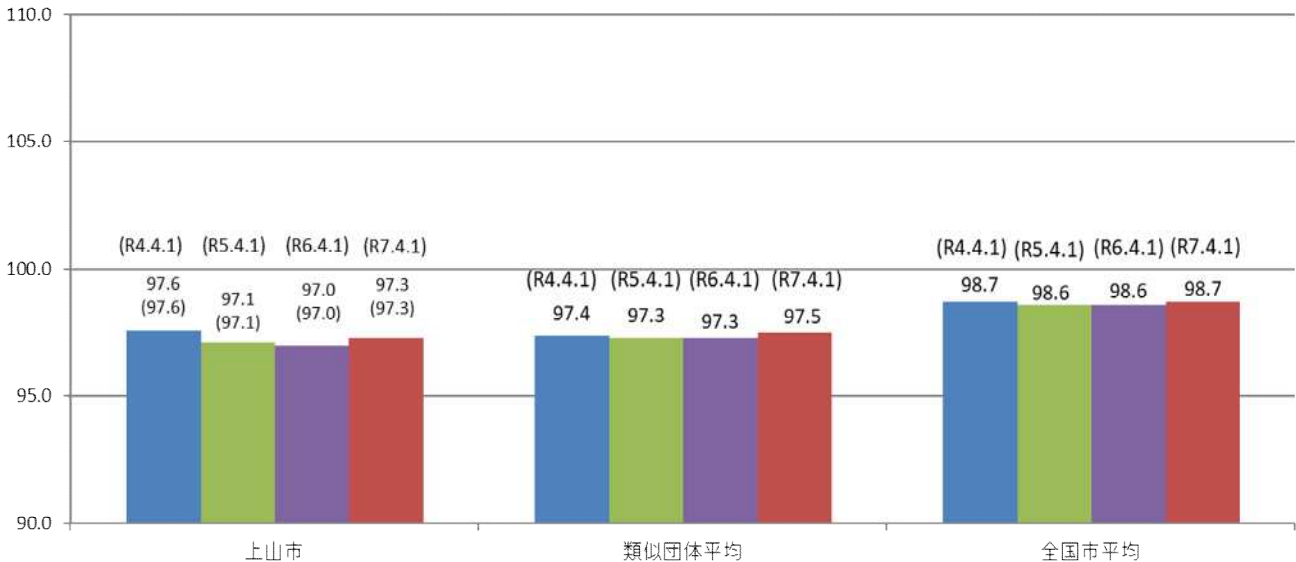
区分	住民基本台帳人口 (令和7年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 5年度の人件費率
令和 6年度	人 27,584	千円 17,664,330	千円 987,541	千円 2,944,650	% 16.7	% 13.9

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給 与 費				(参考) 一人当 たり給与費 B/A	(参考) 類似団体 平均 1 人当たり給 与費
		給料	職員手当	期末勤勉手当	計 B		
令和 6年度	人 293	千円 1,139,805	千円 145,439	千円 456,517	千円 1,741,761	千円 5,945	千円 6,123

- (注) 1 職員手当には退職手当は含まれていません。
 2 職員数は、令和6年4月1日現在の人数です。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員は含まれていません。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれていますが、会計年度任用職員の給与費は含まれていません。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。
 2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数です。

(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給割合) / (1+国の指定基準に基づく地域手当支給割合)により算出。)

- 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。
- 4 ラスパイレス指数(地域手当補正後ラスパイレス指数を含む)の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いています。

(4) 給与改定の状況について(上山市は人事委員会を設置していないため未記載)

(5) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備(給与制度のアップデート)の実施状況について

【概要】国家公務員給与においては、行政職俸給表(一)において3級から7級までの初号近辺の号俸をカットし、これらの級の初号の俸給月額の引上げを行うとともに、8級から10級の隣接する級間での俸給月額の重なるの解消等を行っている。その他、各種手当について見直しを行っている。

①給料表の見直し

[実施]

実施内容(実施(実施予定)時期、具体的な実施内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期) 令和7年4月1日

(内容)一般行政職の給料表について、山形県人事委員会勧告の内容を踏まえ、3級から6級までの初号近辺の号給をカットし、これらの級の初号の給料月額の引上げを実施。

②その他の見直し内容

山形県人事委員会勧告の内容を踏まえ、扶養手当、通勤手当及び管理職員特別勤務手当について、見直しを実施。(令和7年4月1日実施)

(6) 特記事項

なし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和7年4月1日現在）

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
上山市	40.4歳	319,800円	369,800円	338,756円
山形県	43.4歳	336,000円	413,300円	363,000円
国	41.9歳	332,237円	—円	414,480円
類似団体	42.6歳	327,221円	383,976円	354,371円

② 技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額(国ベース)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	
上山市	53.8歳	14人	349,500円	375,900円	366,171円	—			—
山形県	54.0歳	405人	333,500円	370,200円	349,700円	—			—
国	51.3歳	1,703人	294,567円	—	337,907円	—			—
類似団体	52.3歳	10人	312,166円	339,859円	325,721円	—			—

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

- (注) 1 「平均給料月額」とは、令和7年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均です。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

また、「平均給与月額(国ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出したものです。

(2) 職員の初任給の状況（令和7年4月1日現在）

区分		上山市	山形県	国
一般行政職	大学卒	222,900円	222,900円	222,000円
	高校卒	189,700円	189,700円	188,000円
技能労務職	高校卒	185,700円	185,100円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和7年4月1日現在）

区分		経験年数				
		10年以上～15年未満	15年以上～20年未満	20年以上～25年未満	25年以上～30年未満	30年以上～35年未満
一般行政職	大学卒	292,200円	324,900円	374,900円	383,100円	395,400円
	高校卒	—	—	—円	—円	375,300円
技能労務職	高校卒	—	—	—円	357,100円	365,100円

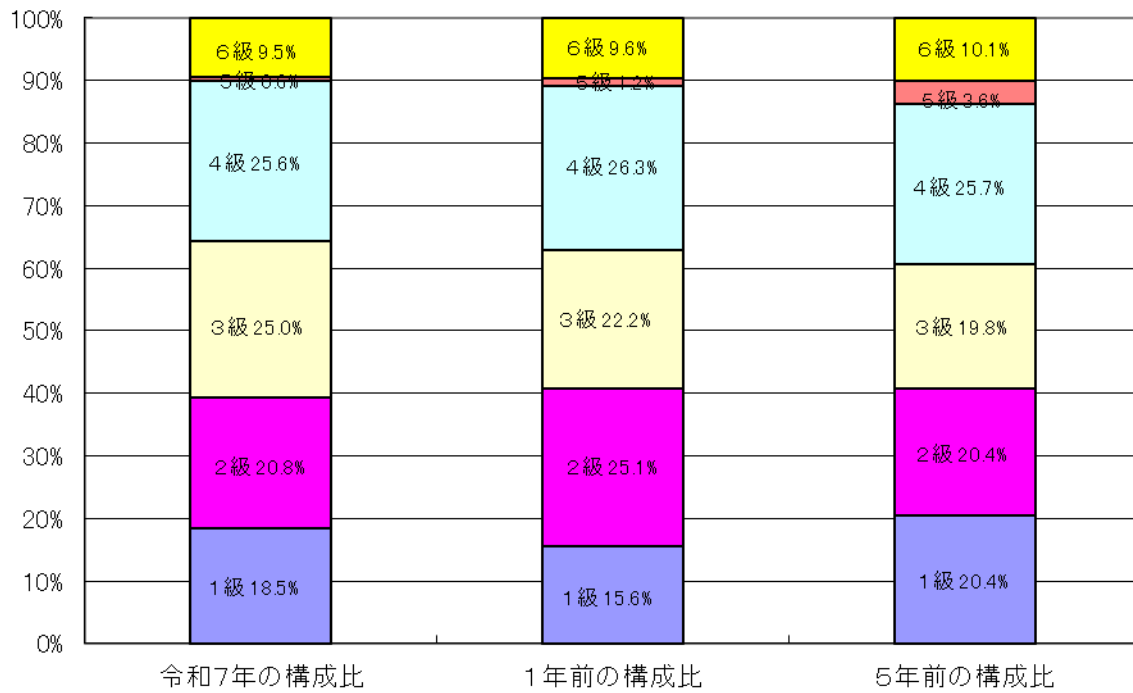
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（令和7年4月1日現在）

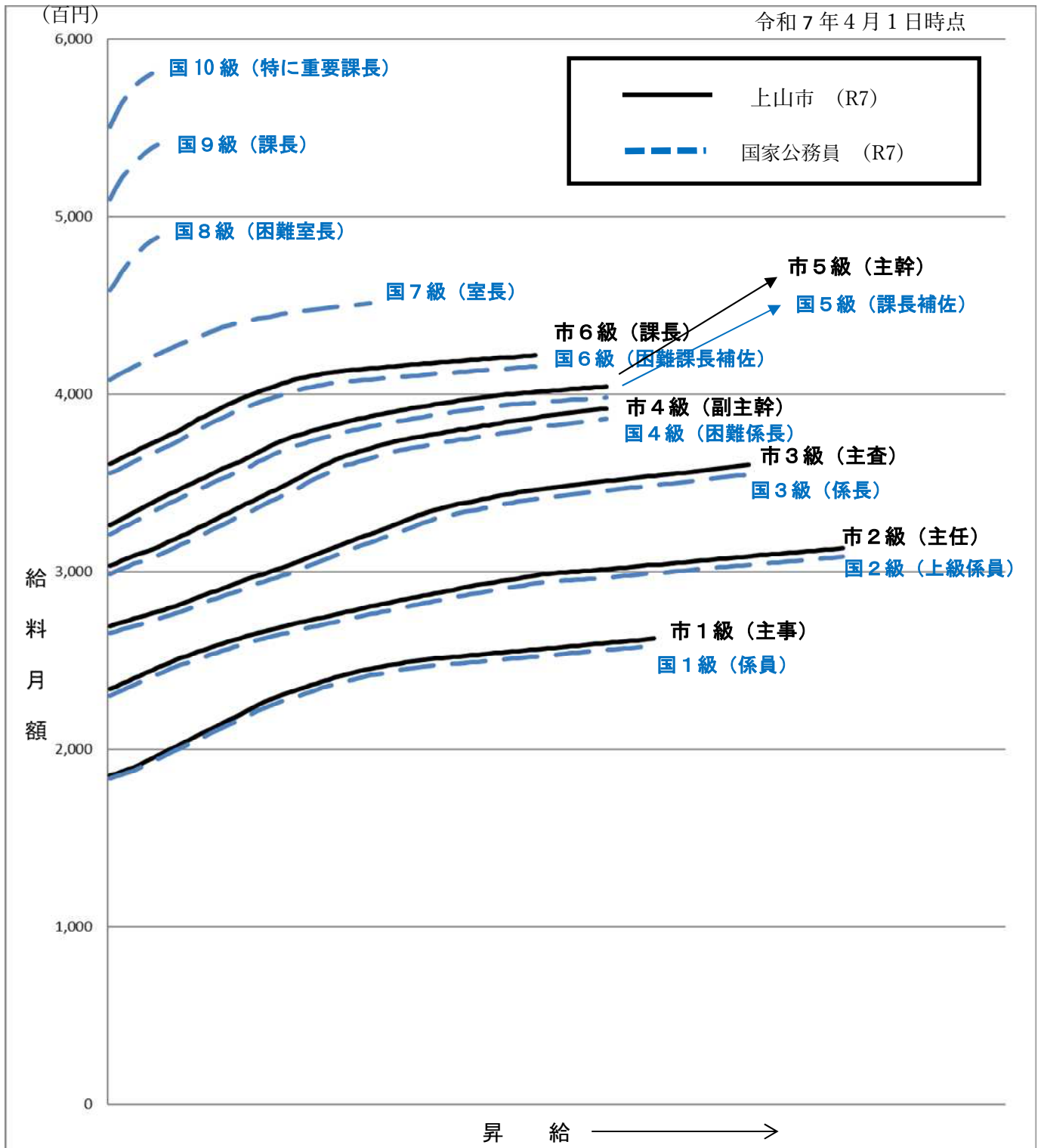
区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事の職務	31人	18.5%	197,400円	273,000円
2級	主任の職務	35人	20.8%	245,600円	322,400円
3級	主査の職務	42人	25.0%	281,200円	370,700円
4級	副主幹の職務	43人	25.6%	315,300円	403,500円
5級	主幹の職務	1人	0.6%	338,500円	416,200円
6級	課長の職務	16人	9.5%	373,300円	434,500円

(注) 1 上山市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 国との給料表カーブ比較表 (行政職 (一))



(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）（上山市）

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○		○	
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）		○		○
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

上山市	山形県	国
1人当たり平均支給額（令和6年度） 1,566千円	1人当たり平均支給額（令和6年度） 1,761千円	—
（令和6年度支給割合） 期末手当 2.55月分 勤勉手当 2.05月分 （1.45）月分 （0.95）月分	（令和6年度支給割合） 期末手当 2.5月分 勤勉手当 2.1月分 （1.4）月分 （1.0）月分	（令和6年度支給割合） 期末手当 2.5月分 勤勉手当 2.1月分 （1.4）月分 （1.0）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

（注）（ ）内は、暫定再任用職員に係る支給割合です。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（上山市）

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当 (令和7年4月1日現在)

上山市			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
調整率	83.7/100		調整率	83.7/100	
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2~45%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2~45%加算)		
1人当たり平均支給額 17,389 千円			-		

- (注) 1 退職手当1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額です。
 2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含みます。

(3) 地域手当

令和7年4月1日現在で地域手当の制度はありません。

(4) 特殊勤務手当 (令和7年4月1日現在)

支給実績 (令和6年度決算)				－円
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和6年度決算)				－円
職員全体に占める手当支給職員の割合 (令和6年度)				－%
手当の種類 (手当数)				2種類
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務		支給単価
防疫等作業手当	健康推進課保健師等	感染症患者を救護・搬送した場合など		日額 300円
行旅死亡人取扱手当	福祉課職員等	行旅死亡人の取扱作業に従事した場合		1件 3,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績 (令和6年度決算)	100,029 千円
職員1人当たり平均支給年額 (令和6年度決算)	372 千円
支給実績 (令和5年度決算)	86,624 千円
職員1人当たり平均支給年額 (令和5年度決算)	303 千円

- (注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績 (6年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数 (管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。) であり、短時間勤務職員を含む

(6) 寒冷地手当 (令和7年4月1日現在)

支給実績 (令和6年度決算)		20,890 千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和6年度決算)		66,108 円
支給対象地域	世帯主等の区分	支給額 (月額)
上山市	世帯主である職員 (扶養親族有)	19,800 円
	世帯主である職員 (扶養親族無)	11,400 円
	その他の職員	8,200 円
国と異なる制度がある場合はその内容と、国の制度を上回る場合はその理由	国と同じ	

(7) その他の手当 (令和7年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (令和6年度決算)
扶養手当	扶養親族を有する職員 ・配偶者 月額 3,000 円 ・父母等 月額 6,500 円 ・子 月額 11,500 円 ・満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子1人につき月額5,000円加算 ※制度改正による経過措置期間中	同じ	—	30,239 千円	232,608 円
住居手当	住宅を借り受け又は所有する住宅に居住し世帯主である職員 ・借家 限度額 月額 28,000 円	異なる	支給額算定方法	26,178 千円	300,897 円
通勤手当	通勤のため交通機関を利用又は交通用具を使用する職員 ・交通機関利用 限度額 月額 150,000 円 ・交通用具使用 限度額 月額 37,200 円	異なる	交通用具使用の距離区分及び支給額	11,546 千円	58,908 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員 ・月額 41,600 円	同じ	—	9,982 千円	499,200 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する場合 ・勤務1時間につき1時間当たりの給与額の100分の25を乗じて得た額	同じ	—	2,871 千円	52,200 円
管理職員特別勤務手当	管理職員が臨時又は緊急の理由により週休日又は休日等に勤務した場合 ・1回 6,000 円 (平日深夜 3,000 円)	同じ	—	102 千円	6,000 円

5 特別職の報酬等の状況（令和7年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等	
給 料	市 長	920,000 円	(参考) 類似団体における最高額／最低額 985,000 円 / 391,500 円
	副市長	695,000 円	
報 酬	議 長	435,000 円	545,000 円 / 230,000 円
	副議長	385,000 円	475,000 円 / 200,000 円
	議 員	360,000 円	442,000 円 / 180,000 円
期 末 手 当	市 長	(令和6年度支給割合) 3.40 月分 (加算措置の状況) 給料月額に40%を加算する	
	議 長	(令和6年度支給割合) 3.40 月分 (加算措置の状況) 給料月額に40%を加算する	
退 職 手 当	市 長	(算定方式) 920,000 円 × 在職月数 × 0.567	(1期の手当額) 25,038,720 円 (支給時期) 在職中通算と任期毎からの選択制
	副市長	695,000 円 × 在職月数 × 0.331	11,042,160 円 在職中通算と任期毎からの選択制

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込み額です。

6 職員数の状況

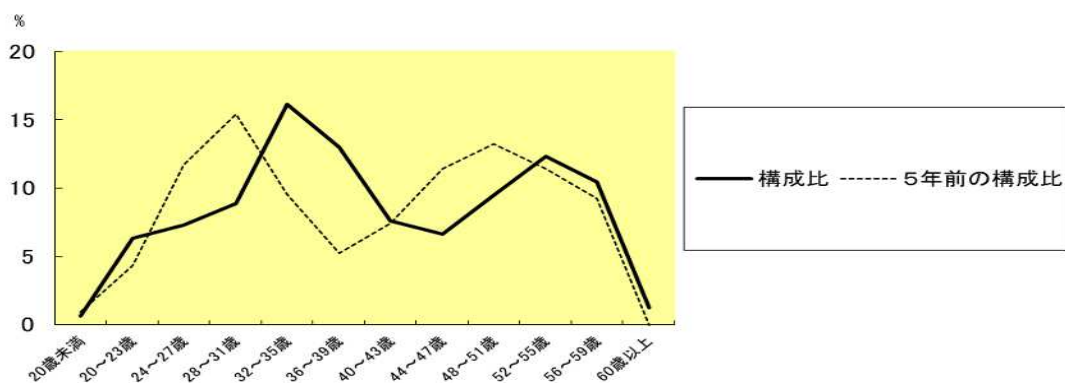
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由（各年4月1日現在）

部 門		職員数		対前年 増減数	主な増減理由	
		令和7年	令和6年			
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議会	4	4		
		総務	53	53		
		税務	20	19	1	正職員と再任用職員の入替に伴う増員
		民生	59	59		
		衛生	18	18		
		労働	1	1		
		農林水産	14	14		
		商工	13	13		
		土木	24	24		
		計	206	205	1	<参考>人口1万人当たり職員数 74.68人 (類似団体の人口1万人当たり職員数86.20人)
	教育	31	33	▲2	正職員と再任用職員の入替に伴う減員	
	消防	55	55			
	小計	292	293	▲1	<参考>人口1万人当たり職員数105.86人 (類似団体の人口1万人当たり職員数110.71人)	
公 営 企 業 等 会 計 部 門	水道	10	9	1	土木職員の追加配置に伴う増員	
	下水道	5	5			
	その他	9	10	▲1	正職員と再任用職員の入替に伴う減員	
	小計	24	24			
合 計		316 [370]	317 [370]	▲1	<参考>人口1万人当たり職員数 114.56人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数であり、山形広域環境事務組合派遣3人を除きます。

2 []内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和7年4月1日現在）



区 分	20歳 未満	20～ 23歳	24～ 27歳	28～ 31歳	32～ 35歳	36～ 39歳	40～ 43歳	44～ 47歳	48～ 51歳	52～ 55歳	56～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	2	20	23	28	51	41	24	21	30	39	33	4	316

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門 \ 区分	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	208	202	205	204	205	206	▲2(▲1.0%)
教育	37	36	34	30	33	31	▲6(▲16.2%)
消防	55	55	55	55	55	55	
普通会計計	300	293	294	289	293	292	▲8(▲2.7%)
公営企業等会計	24	23	22	22	24	24	
総合計	324	316	316	311	317	316	▲8(▲2.7%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数です。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和5年度の総費用に 占める職員給与比率
令和6年度	千円 704,375	千円 29,024	千円 67,691	% 9.6	% 9.6

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 一般市 平均一人当たり 給与費
		給料	職員手当	期末勤勉手当	計 B		
令和6年度	人 8	千円 35,431	千円 4,399	千円 14,374	千円 54,204	千円 6,776	千円 6,316

- (注) 1 職員手当には退職給与金は含まれていません。
 2 職員数は、令和7年3月31日現在の人数です。
 3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)及び定年前再任用短時間勤務職員を含みますが、会計年度任用職員の給与費は含まれていません。

イ 特記事項
なし

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(令和7年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
上山市	46.6歳	378,292円	564,625円
団体平均	44.3歳	368,401円	590,688円

- (注) 1 平均月収額には、期末勤勉手当等を含みます。
 2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出しています。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

上山市	上山市（一般行政職）
1人当たり平均支給額（令和6年度） 1,797千円	1人当たり平均支給額（令和6年度） 1,566千円
（令和6年度支給割合） 期末手当 2.55月分 勤勉手当 2.05月分 (1.45)月分 (0.95)月分	（令和6年度支給割合） 期末手当 2.55月分 勤勉手当 2.05月分 (1.45)月分 (0.95)月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%

（注）（ ）内は、暫定再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当（令和7年4月1日現在）

上山市	上山市（一般行政職）
（支給率） 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度 47.709月分 47.709月分	（支給率） 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度 47.709月分 47.709月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2～45%加算）	その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2～45%加算）
1人当たり平均支給額（令和6年度） —	1人当たり平均支給額（令和6年度） 17,389千円

（注）1 退職手当1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額です。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含みます。

ウ 地域手当

地域手当の制度はありません。

エ 特殊勤務手当

平成17年10月より特殊勤務手当は全廃しました。

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和6年度決算）	1,936千円
職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	242千円
支給実績（令和5年度決算）	1,699千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	212千円

（注）1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（6年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含みます。

カ その他手当（令和7年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人 当たり平均 支給年額 (令和6年度決算)
扶養手当	扶養親族を有する職員 ・配偶者 月額 3,000 円 ・父母等 月額 6,500 円 ・子 月額 11,500 円 ・満 16 歳の年度初めから満 22 歳の年度末までの子 1 人につき月額 5,000 円加算 ※制度改正による経過措置期間中	同じ	—	885 千円	177,000 円
住居手当	住宅を借り受け又は所有する住宅に居住し世帯主である職員 ・借家 限度額 月額 28,000 円	同じ	—	252 千円	252,000 円
通勤手当	通勤のため交通機関を利用又は交通用具を使用する職員 ・交通機関利用 限度額 月額 150,000 円 ・交通用具使用 限度額 月額 37,200 円	同じ	—	297 千円	59,400 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員 ・月額 41,600 円	同じ	—	333 千円	332,800 円
休日勤務手当	休日等の正規の勤務時間中に勤務を命じられた場合 ・勤務 1 時間につき 1 時間当たりの給与額に 100 分の 135 を乗じて得た額	同じ	—	0 千円	0 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間に勤務する場合 ・勤務 1 時間につき 1 時間当たりの給与額の 100 分の 25 を乗じて得た額	同じ	—	0 千円	0 円
管理職員特別勤務手当	管理職員が臨時又は緊急の理由により週休日又は休日等に勤務した場合 ・1 回 6,000 円(平日深夜 3,000 円)	同じ	—	0 千円	0 円
寒冷地手当	11 月から 3 月までの各月の初日に在職する職員 ・世帯主で扶養親族のある職員 月額 19,800 円 ・世帯主で扶養親族のない職員 月額 11,400 円 ・その他の職員 月額 8,200 円	同じ	—	691 千円	76,778 円

(2) 下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	5年度の総費用に 占める職員給与比率
令和6年度	千円 1,047,639	千円 148,737	千円 23,621	% 2.3	% 2.6

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 13,311 千円は含まれていません。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	一般市平均一人 当たり給与費
		給料	職員手当	期末勤勉手当	計 B		
令和6年度	人 5	千円 22,102	千円 2,056	千円 8,900	千円 33,058	千円 6,612	千円 6,187

- 注) 1 職員手当には退職給与金は含まれていません。
 2 職員数は、令和7年3月31日現在の人数です。
 3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含みますが、会計年度任用職員の給与費は含まれていません。

イ 特記事項

なし

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和7年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
上山市	43.4歳	376,800円	550,967円
団体平均	44.6歳	342,377円	516,175円

- (注) 1 平均月収額には、期末勤勉手当等を含みます。
 2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出しています。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

上山市		上山市（一般行政職）	
1人当たり平均支給額（令和6年度） 1,780千円		1人当たり平均支給額（令和6年度） 1,566千円	
（令和6年度支給割合） 期末手当 2.55月分 (1.45)月分		（令和6年度支給割合） 期末手当 2.55月分 (1.45)月分	
勤勉手当 2.05月分 (0.95)月分		勤勉手当 2.05月分 (0.95)月分	
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%		（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	

(注) () 内は、暫定再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当（令和7年4月1日現在）

上山市			上山市（一般行政職）		
支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2～45%加算）			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2～45%加算）		
1人当たり平均支給額（令和6年度） —			1人当たり平均支給額（令和6年度） 17,389 千円		

- (注) 1 退職手当1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額です。
 2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含みます。

ウ 地域手当

地域手当の制度はありません。

エ 特殊勤務手当

平成17年10月より特殊勤務手当は全廃しました。

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和6年度決算）	364 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	73 千円
支給実績（令和5年度決算）	649 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	130 千円

- (注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。
 2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（6年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含みます。

カ その他手当（令和7年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人 当たり平均支給年額 (令和6年度決算)
扶養手当	扶養親族を有する職員 ・配偶者 月額 3,000 円 ・父母等 月額 6,500 円 ・子 月額 11,500 円 ・満 16 歳の年度初めから満 22 歳の年度末までの子 1 人につき月額 5,000 円加算 ※制度改正による経過措置期間中	同じ	—	506 千円	253,000 円
住居手当	住宅を借り受け又は所有する住宅に居住し世帯主である職員 ・借家 限度額 月額 28,000 円	同じ	—	26 千円	25,500 円
通勤手当	通勤のため交通機関を利用又は交通用具を使用する職員 ・交通機関利用 限度額 月額 150,000 円 ・交通用具使用 限度額 月額 37,200 円	同じ	—	347 千円	69,400 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員 ・月額 41,600 円	同じ	—	166 千円	166,400 円
休日勤務手当	休日等の正規の勤務時間中に勤務を命じられた場合 ・勤務 1 時間につき 1 時間当たりの給与額に 100 分の 135 を乗じて得た額	同じ	—	0 千円	0 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間に勤務する場合 ・勤務 1 時間につき 1 時間当たりの給与額の 100 分の 25 を乗じて得た額	同じ	—	0 千円	0 円
管理職員特別勤務手当	管理職員が臨時又は緊急の理由により週休日又は休日等に勤務した場合 ・1 回 6,000 円(平日深夜 3,000 円)	同じ	—	0 千円	0 円
寒冷地手当	11 月から 3 月までの各月の初日に在職する職員 ・世帯主で扶養親族のある職員 月額 19,800 円 ・世帯主で扶養親族のない職員 月額 11,400 円 ・その他の職員 月額 8,200 円	同じ	—	356 千円	71,200 円